

## 笠置町監査委員告示第 11 号

地方自治法第 199 条の規定に基づく監査結果の公表について

令和 5 年 9 月 29 日

笠置町監査委員 仲北 悦雄

同 坂本 英人

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 1 項に規定する定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により下記のとおり公表する。

記

### 1. 監査を実施した日時等

日 時	令和 5 年 7 月 26 日 (水)
	午前 9 時 8 分から午前 11 時 40 分まで
場 所	笠置町役場 2 階 議員控室
監 査 対 象	1 四季彩祭実行委員会について 2 保健福祉課が所管する事項について
収受資料等	・双方代理の禁止について ・令和 5 年度笠置町四季彩祭実行委員会 総会議事録

### 2. 監査内容

従前から定期監査において指摘している四季彩祭実行委員会の会長職に町長が就任している件についての対応状況及び令和 4 年度に保健福祉課が実施した各種主要事業の内容を聴取するとともに、出納証書類、関係書類等において適正に処理

されているのかを確認をするため本監査を実施した。

### 3. 監査等結果

本監査において意見した主な内容等について、以下のとおり記す。

#### (四季彩祭実行委員会について)

一方が有利になり他方が不利益を被る利益相反の問題については、5月の定期監査においても意見を付していたものであるが、町長からは本件が利益相反に該当するか否か、また議会での追認時期について府自治振興課に見解を伺っているとのことであった。現在、町と府自治振興課で事実確認に時間を要している段階で、府自治振興課の見解を鑑みたくして町としての対応を決定すると伺っている。町長から規程を制定することによる適用除外の話があったということは、会長職に就くことを厭わないという判断があると受け取れるが、そうであれば他市町村の規程を参考に対応を取られたい。ルールを遵守した適切な運用となるよう町長においては早急に判断をされたい。

#### (新型コロナウイルス感染症予防対策給付金交付事業について)

新型コロナウイルス感染症予防対策給付金交付事業について、令和3年度から令和4年度に538万円の明許繰越を予算計上していたが、実際は82万円の繰越であった。これ程の金額差が生じた要因及び補助金を返還した経過について、とりまとた上で改めて報告を願いたい。

#### (笠置未来っ子応援給付金事業について)

令和4年度に実施した本事業の内容については、新型コロナウイルスの影響を踏まえて、未来を担う未就学児及び学生を応援するため、大学生までの子供に対して一人あたり5万円を給付するものであったと伺っている。高校、大学については学校教育法に基づいたが、一部対象にならない事例があったとのことであった。子育て世帯を支援するという趣旨であれば、一律に年齢での支給基準とする方が明瞭であったのではないかと思われるが、令和5年度においては内容見直しの上、事業実施をされていることから、事業終了後に検証を行い、より良い制度となるよう努め

られたい。

**(介護保険特別会計について)**

令和4年度介護保険特別会計における実質収支額は1,800万円の黒字で、これは基金積立、内部留保として取り扱うとのことであるが、毎年一般会計から繰り入れをしていることから果たして実質的に黒字と言えるのかについては一度考え方を整理されたい。

また、介護保険制度は相互扶助制度で成り立っており、保険料を住民から徴収していることから、運営が営利目的ではない以上、行政サービスの水準維持のために一定住民に還元することについても併せて検討されたい。

以 上